

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成19年12月18日（火）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成１９年１２月１８日		開 会
		午後３時００分
		閉 会
		午後３時５０分
出席者	委員	加 藤 明 徳 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 小 池 義 和 大 沢 洋 子 久保田 隼 夫 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦
	議員	議長 稲 垣 稔 副議長 大 上 和 夫 議員 岩 本 香 苗
欠席者		江 成 直 士
説明のため出席者		な し
事務局職員		今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 小宮同課同班副主幹 中村同課調査班担当課長 田中庶務課長

協議事項	平成１９年相模原市議会１２月定例会の運営について
傍聴者	あり
署名	委員長 岸 浪 孝 志

午後 3 時 0 0 分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は 1 0 名で定足数に達している。

本日、江成直士委員より欠席の旨通告があるので報告する。

なお、会議規則第 1 0 4 条第 1 項の規定により、委員外議員として岩本香苗議員の出席を求めているので申し添える。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

—————◇○○◇—————

平成 1 9 年相模原市議会 1 2 月定例会の運営について

○岸浪委員長 平成 1 9 年相模原市議会 1 2 月定例会の運営について
を議題とする。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 1 2 月定例会の運営について説明する。資料 1
の 1 ページをごらんいただきたい。

市長から提出される議案追加分だが、新たな議案として、まず、議案第 1 4 4 号相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、国または他の地方公共団体の職員から引き続いて副市長等となった者の在職期間の通算、退職手当の額等に係る規定の追加その他所要の改正をするもので、人事案件との絡みである。

報告第 2 1 号専決処分の報告については、相模原市立学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例である。本件は、学校教育法の改正に伴う同法の条項の移動に対応する部分、あるいは用語を引用している規定の整理をするものである。

報告第 2 2 号専決処分の報告については、損害賠償額の決定である。お手元に配付した資料のとおりで、事件の概要については 4 に記載している
とおりである。

資料 2 をごらんいただきたい。ただいま追加となった議案の処理方法に

ついて説明する。

本会議第6日目、12月21日に、今説明した議案第144号相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを上程し、説明、質疑の後、総務委員会に付託する。そこで一度、本会議を休憩し、休憩中に総務委員会を開催し、議案審議をしてもらう。その後、本会議を再開し、総務委員会委員長報告をしてもらった後に、採決まで行ってもらう。その後、通し番号20副市長の選任について、通し番号21固定資産評価員の選任についてを議題とする。この人事議案が済んだ後、通し番号22から27までの報告案件と監査報告という流れである。なお、さきの委員会で採択されている請願、陳情があるので、本会議の中でも採択することになると、総務委員会のための休憩中に、起草委員会というか、意見書案の審議をしてもらうために部会を開催したいと思っている。

○岸浪委員長 資料1、市長から提出される議案追加分、議案1件と報告案件2件、資料2、日程案、それぞれ関連性があるので、一括で質疑、発言があったらお願いします。

いいか。――

ないようなので、そのとおり決定する。

そのほか、何か発言があったらお願いします。――

ないようなので、その他の関係でいいか。

庶務課長。

○田中庶務課長 急で申しわけないが、資料3、本会議場傍聴席の撮影申し出について説明する。

資料のとおり申し出があったので、ここで協議を賜ればと思う。

申し出の内容は、12月21日金曜日に開催される本会議中に、A会所属B氏による議会ウォッチング活動として、傍聴席でメモをとっているB氏の姿の撮影を許可されたいという申し出があった。現在は、電話の申し出であり、申請書の提出はない状況である。

申し出の相手方は、朝日新聞社である。

申し出の日時は、平成19年12月17日月曜日、午後3時10分に電話での申し出を受けている。

なお、参考までに、下に関連するだろうと思われる条文等を書いた。地

方自治法においては、第 1 1 5 条及び 1 3 0 条を書いている。また、相模原市議会傍聴規則は、第 1 2 条において、「傍聴人は、傍聴席において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。」という規定もある。さらに、相模原市議会傍聴規則の施行に関する要綱については、第 5 条に、「規則第 1 2 条第 1 項ただし書きにより写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等（以下「撮影等」という。）をする場所は、原則として報道関係者席とする。」という定めもある。また、第 6 条の 4 項だが、「議長は、撮影等の許否について、必要に応じて議会運営委員会に諮問して、決定するものとする。」という条項がある。

このような中で、申し出があったので、協議してもらえればということで、本日、資料を提出した。

○岸浪委員長 事務局から説明があったとおり、朝日新聞社——これは大阪支社からと聞いている。本市の本会議の様態を撮影したいという申し出があった件について、協議したいと思う。

共産党。

○藤井委員 今、委員長は、朝日新聞社、大阪と言ったか。

○岸浪委員長 はい。

○藤井委員 関西の大阪か。

○岸浪委員長 そうである。

○藤井委員 それから、規則の読み方だが、要綱の第 5 条、「撮影等をする場所は、原則として報道関係者席とする。」。原則以外の例外を認めるような規定がほかにあるのかということと、要請されている趣旨だと、どこから写真を撮るのかを伺う。

○岸浪委員長 庶務課長。

○田中庶務課長 第 5 条の「原則として」という原則以外の例外を認めるような規定がほかにあるのかについては、特に、そのほかには規定はない。

それから、写真を撮る位置だが、電話の申し出では、この方は、まだこちらの議場そのものを見ていないが、B 氏の姿を入れながら、議会というのがわかる状況で撮りたいと言っていた。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 議場の現状から、どの辺から撮るだろうと推測するか。

○岸浪委員長 庶務課長。

○田中庶務課長 推測だが、例えば、傍聴席からB氏を入れながら議員の後ろ姿を見るという一つのやり方があるかと思う。もう一つは、報道関係者席から傍聴席に向かって撮る形もあるかと思う。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 大阪から出てきて、議場はこういうところかと聞いて、記者席から撮った場合には、その対象の人しか写らなくて、議場というか、議員の姿は写らないことになると思うので、傍聴席からとなることも考えられる場合に、第5条の「原則として」ということで、例外を認めることもあるという解釈で運用することもあり得るという理解、この要綱の考え方としては、そういうことでいいのか。

○岸浪委員長 この要綱を決めたときの趣旨は、多分、今回のようなことを想定していないのではないかと思う。議会で議論しているところを撮影するということが規則が決められていると思う。

共産党。

○藤井委員 認める、認めないはここで結論を出すと思うが、私の質問の趣旨は、もし認める場合には、要綱の解釈としては、「原則として」という言葉をとって、例外もあるという考え方でいいのかと、言葉の読み方として、とりあえず、事務局に聞いた。

○岸浪委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 この条文そのままを読めば、「原則として」という言葉だから、原則以外もあり得ることなので、特別な事情があれば、他の場所からでもということは可能であるという解釈である。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 今、藤井委員から話があったが、報道関係の方には、通常、記者席から撮る報道の自由の権利は認めている部分があると思うし、私たち議会サイドとしては、議会を公開していくという、進めていかなければいけない部分もある。しかし、傍聴席の後ろから撮ることになると、傍聴に来た一般市民も被写体として入ってしまう可能性がある。今回の申

し出は、本会議中にという内容があるが、傍聴に来た一般の方一人一人に、きょうは撮影が入るという説明をすること自体も、おかしい話というか、例えば、傍聴に来た方に、1分でも、1分30秒でも議会の姿を見てもらう、短い時間でも一般市民の傍聴する権利があると思う。結果として思うのは、記者席から撮ってもらえばいいのかなと。その際、傍聴席に了解している本人がいる分にはいいのだろうが、それ以外の一般市民がいた場合には、やはり、撮るのは難しい、肖像権等の問題があるのではないかと思う。私たちの会派としては、本会議終了後に記者席から撮影してもらう方向で、一般市民に配慮した方がいいのではないかという考えである。

○岸浪委員長 考え方が出されたが、ほかの会派の方。

公明党。

○加藤委員 傍聴席から撮るにしても、記者席から傍聴席に向かって撮るにしても、一般市民の傍聴する権利の自由を多少なりとも阻害することはあってはならないのではないか。了解を得る作業をするという選択肢もあろうかと思うが、事前に了解を得ることによって、傍聴する方が、それでは、きょうはやめておこうとか、本来は右で見たかったのが左に行かざるを得なかったとか、いつ来るかわからないので、その段階で了解をとることも難しいだろう。一般傍聴者のことを考えると、支障のないところで絵を撮ることが普通ではないかと思う。したがって、本会議中でなくても、絵としては——傍聴席にいて、議会を見ていることがわかる、わからないの判断で言われたら別だが、キャプションで相模原市議会の傍聴席にてと書けば、ここが議場であることは当然わかるし、一般市民に制約を加えないように、きちっとできるのではないかと思う。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○大沢委員 今、2会派から話があったが、基本的な考え方としては、私どもも同じである。つけ加えるとすれば、やはり、この1社に許可した場合、他のところからも申し出があったときに、その都度、許可していくのかという懸念もあるので、私どもの会派としても、やはり、市民の皆様の議会傍聴の妨げになるようなことはいかななものかという考えである。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 基本的には、本会議場の傍聴席での撮影ということに限

定すると、これから先どうなのかというところでは、あってもいいのかなという気が私自身はしている。広げるという意味では、あってもいいのではないかと無所属クラブでは話し合った。ただし、今問題になっている他の傍聴者への影響は、あってはならないことだと思うので、その部分でどうなのかというところの判断に尽きるのではないかと思う。例えば、1人しか傍聴に来ていなかったときに、そういう形で撮るということも含めて、考えていけるのかということを検討していかなければいけない。他の傍聴者がいるという大前提で話しているが、いないこともあり得るから、そういうことも含めて考えていいのではないか、影響のないところで撮ることもいいのではないかと思うが、きょうは火曜日で、もう金曜日にはという中で、規則の中に、「撮影等をしようとする日の7日前までに提出しなければならない。」、ここも、「ただし」というのが書いてあるが、「議長が認める場合は、この限りではない。」と書かれている。ごくごく基本のところ、早急にこの写真を撮らなければいけないのかという判断が、私はどちらかというところ、そういう判断があった段階で、どうしても議長が許可することであれば別だが、通常、「7日前までに」というところは、やはり約束事だから、守ってもらうのがいいのではないかと思っている。

○岸浪委員長 市民連合。

○岩本議員 今、ほかの会派の方から話があったように、一番配慮しなければいけないのが、ほかの傍聴者に迷惑がかからないようにということが、事前のところではなかなか判断できないから、そういった状況で許可すべきかというところだと思うが、そういった意味では、内容は、ここに書かれている以上のことがわからないので、何の目的での取材かということだが、終了後に傍聴席での撮影が可能であれば、そういうことでもいいのかと思う。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 一般傍聴者に対する配慮とか、一般傍聴を制約することがあってはならないという話について、もしかしたら、この要綱の5条が、報道関係者席というふうに定めた趣旨は、そこにあったのか、そうではないのか。そのことをどこまで考えるべきなのかというのは、時代の流れと

か、ちょっと判断し切れないものがある。国会なんかは上の方にも席があって、新聞なんかで写るときがあるから、議会はもともとは公開されているものという中で、傍聴も含めて、議会全体が公開されているという素直な受けとめ方でいいのかなとも思うし、しかし、実は会社を休んで来ているから、支障があるということだってなきにしもあらずとか、正直、どう考えたらいいいのか難しい。

○岸浪委員長 どちらにしても、議長からこちらに諮られたので、それなりの結論を出して相手方に伝えなければいけないし、大阪だから、早目に連絡してあげないと、日程の都合もいろいろあるだろうから、できればきょうじゅうに、それなりの結論を出したいと思うが、今、大体、意見をもらった。無所属クラブの7日前の話もあったが、7日前であれば、もう間に合わないのは承知のことだから、今回は、そういう意味では、無所属クラブは断るという立場になる。あと、難しいという話もあったが、撮る場所とアングルによっては許可してもいいのではないかというふうに読み取れた。

無所属クラブ。

○東條委員 本会議場で傍聴席の撮影ということなので、本会議が終わってからの話は、ちょっと置いといてもらってと思う。終わった後にどうするかという話は、そのときに私たちがいる、いないという話なのか。要するに、退席しないで——ではないだろう。

○加藤委員 やらせみたいな写真の場をつくるわけか。

○東條委員 いや、皆さんが言っているのは、そうではないだろう。そうだとすれば、本会議後に撮るという話は、ここで検討するのは違うのではないかと思う。そうではなくて、本会議場に私たちがいるところで、開催中に写真を撮るかどうかをここで諮るのが、私は本来、基本かと思ったが、そのところはどうか。

○岸浪委員長 今の議論を考えていくと、撮影するポジションは、原則ということはあるが、傍聴者席から撮るということではなくて記者席だというのが、大体、皆さんの意見だと思った。アングルの的に考えてみると、他の市民傍聴者に配慮するという意見が強かったから、配慮するということは、本会議中に、どこから撮るにしろ、カメラを向けると、被写体にだ

れかが入ってくる。その部分については問題があるし、入らなくても、カメラを向ければ、写されているのではないかという部分が出てくると、また、それが問題なのかと今感じとったが、非常に微妙なところだと思う。ほかの傍聴に来た人たちのことを考えてみると、撮る場所を含めて、非常に難しくなるのかと思う。でも、結論を出さなければいけない。撮る場所は、原則、記者席でやってもらう。あとは新聞に書くのだから、キャプションという話があったが、読者に、議場でこうやっているということを表現できるような文章で表現してもらえばいいのではないかというのが、公明党のキャプションということだろう。

○藤井委員 ちょっと時間をもらえないか。

○岸浪委員長 皆さん、どうか。――

では、休憩する。

午後 3 時 3 0 分 休憩

午後 3 時 3 8 分 開議

○岸浪委員長 再開する。

共産党。

○藤井委員 皆さんが言うならば、それでもいいのではないか。

○岸浪委員長 多分、頭から、だめという形にはならないだろうから、今、新政クラブ、公明党、民主クラブ、市民連合から出されたが、一つは傍聴者にぜひ配慮してほしいということで、多分これはカメラのアンクル、被写体になること自体、あるいは被写体にならなくてもカメラを向けないでほしい、こういう意味合いかと思う。それが一番共通した意見だったと思う。それから、公明党と民主クラブから出された 1 団体のためにということで、これはポジションの話だと思うが、やはり原則は原則で守ろうという部分が強かったと思うので、記者席から撮ってもらう、その範囲の中でやってもらえばいいということになると思う。本会議以外の話もあったが、それは選択肢の中で考えてもらう。それは事務局から相手に伝えてもらうというふうにしたらいかがか。

共産党。

○藤井委員 一つには、大阪からということでもあるから、どの程度

の趣旨が話されて申し出があったのか、きょうの資料の範囲でいうと、本会議中に傍聴席でメモをとるある方を撮影したいということなので、記者席から傍聴席を撮ること、今の委員長の言い方だと、アングルに気をつけて、当日の傍聴者の状況を見て、ほかの人が入らないアングルならば、それはいいという判断になり得る。

○岸浪委員長 そうではなくて、被写体に入る、入らないにしても、幅広いから、こう向いて、こちらの人は自分は撮られていないとわかっているが、同じ方向に市民の皆さんが入るような、アングルがちょっと外れていても、カメラを向けられることは、撮られているという心理が働くから、それは避けてほしいということである。極端に言えば、傍聴席の半分ぐらいこっちにいる人は、カメラを向けて、自分が撮られるという心理はないが、あと半分の人はそうなるから、それは避けてほしい、具体的に話をすると、そんな感じになるのではないか。

○藤井委員 皆さんの意見は、そういうことなのか。

○岸浪委員長 本会議以外とか、終了後に撮ってくださいというのは、そういう趣旨かと思った。

新政クラブ。

○阿部委員 新政クラブとしては、やはり、この規則にのっとってやっていくが、何のためにやっているのかといたら、まず議会の審議を優先させるのが大事だと思う。次に、開かれた議会とか、議会を理解してもらうということで、傍聴者、マスコミに入ってもらったりしていると思うので、傍聴者がいて、誤解があってはいけないし、例えば、自分は写っていないにしろ、傍聴者の方にカメラが向いてフラッシュがパシャパシャという状況で、傍聴者がどういう心理でその議会を見ているのかということ考えたときに、こういうことをやっているという説明が一緒にできればいいが、当然、本会議中ということで、例えば、ここはいいからいいと許可すれば、私がカメラマンだったら、ここ、いいですよということで撮ってしまえば、ほかの方は写りませんからで、できてしまうと思うが、ただ、ほかの方の心理と撮る方の心理と、やはり違うので、本会議中、傍聴席にカメラを向けて撮影を行うことは、特殊な例ではないかと思う。原則として、そういうことはないはずなので、それが議会の内容とか、活動

とか、審議にかかわる部分で、特別な傍聴者の方がいてというところで、議長判断でそういうことはあるのかもしれないが、今回の申し出の内容を見る限りでは、議会を理解してもらうために、そういうことを特別に行うということより、新聞社の記事ということで、どのようなものか詳細がわからないから、そこまで認めて、どうぞやってくださいと、ちょっと言い切れないところがあるのではないかと思います。この申し出の方も誤解しないように、やはり、本会議中は傍聴席にカメラを向けることは差し控えてもらう方が、この規則にものっとなっていていいのではないかという趣旨で、先ほど中村委員からも説明したので、できればそういう意図で伝えてもらいたいが、いかがか。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 私どもも、今、阿部委員が言った状況の考え方で先ほど発言した。その中で私が言ったのは、仮に、そうすると、さまざま制約されて、なかなか本会議中では撮れなくなるだろう。したがって、閉会した後で傍聴席から撮って、そのときに、本会議場というのがわからないのであれば、キャプションで書けば、これは十分認識できる部分だし、階段状になっている部分の絵が多少でも残れば、それは議場の傍聴席だという部分で、キャプションと合わせて理解は十分できるだろう。そのほか、可能な部分で傍聴席から撮るとなると、さっき、仮にという形で言ったが、いつ、どの段階で、だれが傍聴席に入ってくるかわからない部分で、今いないから大丈夫だという部分を認めてしまうのは、また違うのではないかということで、先ほど発言した。

○岸浪委員長 市民連合。

○岩本議員 会派の中で相談したわけではないので、ここ出てきたものに対してだが、さっき、そのときになっての状況判断が難しいのでと言ったが、許可前提ということではなくて、やはり、本会議中というのは難しいのではないかという意味である。

○岸浪委員長 大体、意見が出そろったような感じがするが、今のような趣旨で、事務局から朝日新聞社に申し入れてもらいたいと思う。本会議中は傍聴席にはカメラを向けないでほしい、記者席から議員席あるいは理事者席は自由に撮ってもらう、そういうふうなところにまとまるかと思

うが、そういう趣旨で、もう少し精査しながら、事務局から向こうへ返答してもらおうということでいいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 ありがとうございました。

他にないか。――

ないので、次回の議会運営委員会は、12月21日、本会議終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午後3時50分 閉会